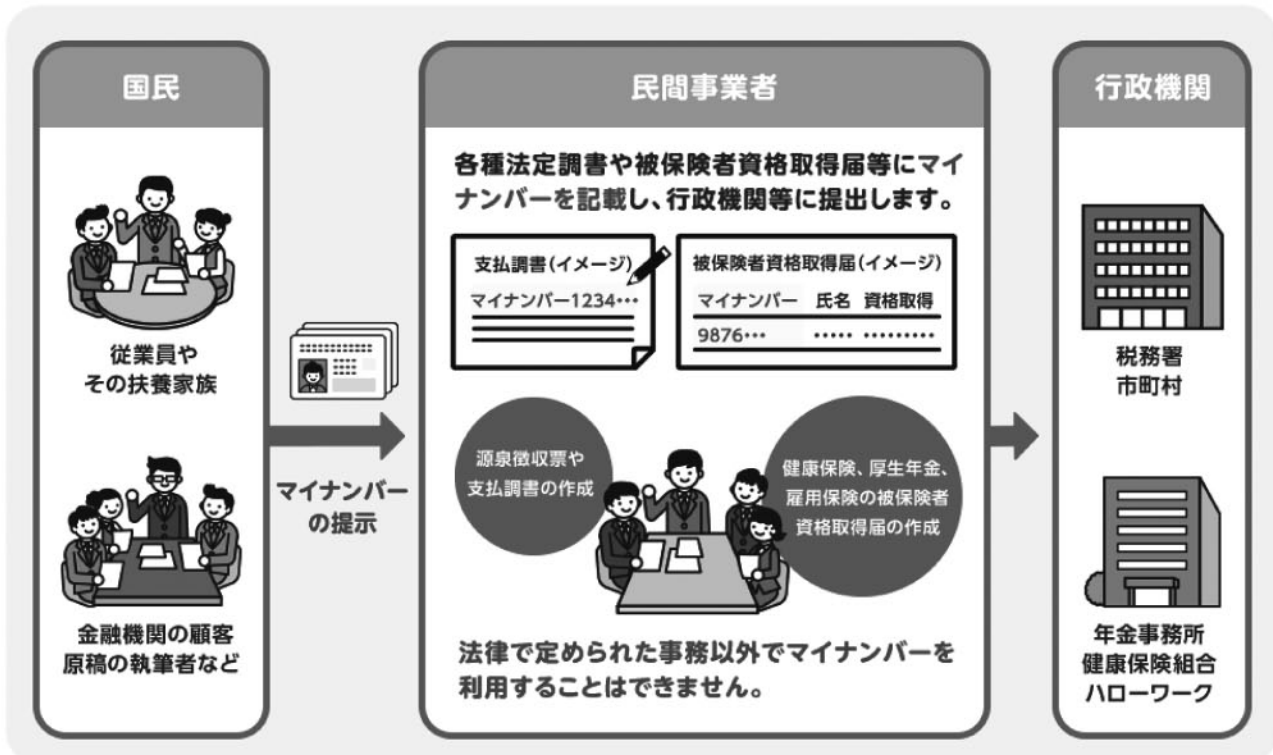


# 平成28年1月から「マイナンバー」 ～社会保障・税番号制度～が始まります!

今年の10月から日本に住む全ての人と法人に「マイナンバー」が通知されます。これは、国の機関や自治体、健康保険組合などが「マイナンバー」を使い社会保障と税、災害対策の分野で個人情報の管理をおこなうもので、住民票の記載住所に簡易書留で届きます。

この「マイナンバー」制度の開始に伴い社会保障や税務関係の書類に個人番号(12桁)と法人番号(13桁)の記載が必要になります。



## 開始にあたり

- ① 従業員や扶養家族から個人番号を収集しなければなりません。  
番号確認と併せて身元確認(運転免許証などで)も必要になります。
- ② これらを安全に保管しなければなりません。

また、これら個人番号と特定個人情報を扱うための規約や安全管理、社内研修などの準備が必要になり、行政機関への提出以外での個人番号と特定個人情報の利用や第三者への提供などは違法となります。

詳しくは、政府広報ホームページの「マイナンバー」(事業者向け)をご覧ください。